

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

## 神戸市公民館条例施行規則 の一部改正について

意見募集期間

令和4年4月28日～5月27日

問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局

スポーツ企画課

電話 078-322-5284

## 1 意見募集期間

令和4年4月28日（木）～令和4年5月27日（金）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)322-6149

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: spo\_kikaku@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市文化スポーツ局スポーツ企画課

市役所1号館 17階

平日 9時00分～12時、13時～17時00分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市公民館条例施行規則」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和4年6月上旬頃（予定）に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室（市役所1号館18階）でご覧いただけます。

#### 4 個人情報 の 取扱い について

- (1) ご提出いただきましたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) ご提出いただいたご意見・情報の考慮に際し、内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 「神戸市公民館条例施行規則の一部改正」について（概要）

### 1. 改正の趣旨

- (1) 神戸市公民館条例施行規則（以下「規則」という。）第2条第1項で規定している使用しようとする日の4日前の日までの申請について、4日前の考え方として規則第9条第1項各号に定める休館日を除いて数える取扱いとするため。
- (2) 規則第4条で規定している使用料の後納について、後納することができる特別の理由のあるときとして神戸市地域サービス情報システムを利用して許可を受ける場合を加えるため。
- (3) 規則第6条で規定している使用料の返還について、天災地変、不可抗力その他使用者の責めに帰すことのできない理由により施設等を使用できないとき（規則第6条第1項第1号）及び市長が特に必要があると認めるとき（規則第6条第1項第4号）には申請を不要とする運用とするため。
- (4) 規則第10条で規定している開館時間について、令和4年8月より施設使用時間帯枠を一部変更することに伴い、必要な時間について開館できるようにするため。
- (5) 規則別表で規定している住之江公民館の附属設備について、パーソナルコンピュータを削除するため。
- (6) 規則様式第1号及び様式第2号において、記載すべきとしている事項（「特別な設備又は器具等」の項目）を削除し、その他文言の整理を行うため。
- (7) その他規定の整備

### 2. 改正案の概要

#### (1) 規則第2条の文言の改正

施設を使用する場合の申込期日を、使用しようとする日の4日前の日から、使用しようとする日の4開館日前の日までとする旨の改正

#### (2) 規則第4条の文言の追加

公民館の利用者が神戸市地域サービス情報システムを利用して使用の許可を受ける場合において、使用料を後納することができる旨の文言の追加

#### (3) 規則第6条の文言の追加

使用料の返還について、規則第6条第1項第1号及び第4号の場合には職権で返還できる旨の文言の追加

#### (4) 規則第10条の文言の変更

規則第9条第1項第1号に規定する休館日の前日の利用者の申請に基づき許可することができる開館時間の変更（改正前：午後6時から午後9時まで 改正後：午後5時から午後9時まで）

#### (5) 規則別表の文言削除

住之江公民館のパーソナルコンピュータの削除

#### (6) 規則様式第1号及び第2号において、記載すべきとしている事項（「特別な設備又は器具等」の項目）の削除、その他文言の整理

#### (7) 規則第5条の文言の修正

誤りのある条項についての必要な整備

### 3. 施行予定日

令和4年8月頃